

規制の事後評価書

法令の名称：生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 44 号）

規制の名称：住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業に係る規制強化

規制導入時の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：厚生労働省社会・援護局保護課

評価実施時期：令和 6 年 12 月

1 事後評価結果の概要

<規制の内容>

- ・国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者が、社会福祉法（社福法）第 68 条の 2 第 1 項に規定する社会福祉住居施設を設置して、第二種社会福祉事業を営もうとする場合にあっては、平成 30 年の法改正により、利用者保護の観点から、
 - ・社会福祉住居施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供方法、利用者等からの苦情対応や当該施設の運営について条例で基準を定めなければならない（社福法第 68 条の 5）
 - ・基準に適合しないと認められるに至ったときは、その事業を営む者に対し、当該基準に適合するために必要な措置を採るべき旨を命ずることができる（社福法第 71 条）
 - ・不当に営利を図り、若しくは福祉サービスの提供を受ける者の処遇につき不当の行為を行っている事業者に対し、都道府県知事が事業の営むを制限し、又は停止を命令することができる（社福法第 72 条第 3 項）等の規定が整備されたところ。

<今後の対応>

☒そのまま継続 ☐拡充して継続 ☐緩和して継続 ☐廃止

<課題の解消・予防の概況>

☒おおむね想定どおり

☐想定を下回るが、対応の変更は不要

☐想定を下回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<遵守費用の概況（新設・拡充のみ）>

☒おおむね想定どおり

☐想定を上回るが、対応の変更は不要

☐想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<行政費用の概況>

☒おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

<規制緩和・廃止により顕在化する負担の概況（緩和・廃止のみ）>

☐ おおむね想定どおり

☐ 想定を上回るが、対応の変更は不要

☐ 想定を上回り、対応の変更が必要

※ 「おおむね想定どおり」以外の回答の場合は、「3 考察」において、対応変更が不要な理由又は対応変更の内容を記載

2 事前評価時の予測との比較

<効果（課題の解消・予防）>

		算出方法と数値
①住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業の適正な事業運営による効果	事前評価時	－
	事後評価時	【参考指標】 ○ 該当条例数：129 の都道府県等で制定

注）事前評価時には金銭価値化することは困難としており、効果の具体的な推計を行っていない。

<負担>

■ 遵守費用（新設・拡充のみ）

		算出方法と数値
①住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業の基準に則した人員や、建物、設備等の届出事項を遵守するために必要となる費用	事前評価時	－
	事後評価時	－

注 1）事前評価時には指標の設定は困難としており、遵守費用の具体的な推計を行っていない。

注 2）本件については、個別の事案に応じて費用の要否が変わるため算出できない。

■ 行政費用

		算出方法と数値
①住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業としての届出事項の確認や調査、監	事前評価時	－
	事後評価時	－

査、改善命令等を行う際の 行政費用		
注 1) 事前評価時には指標の設定は困難としており、行政費用の具体的な推計を行っていない。		
注 2) 本件については、個別の事案に応じて費用の要否が変わるため算出できない。		
■規制緩和・廃止により顕在化する負担（緩和・廃止のみ）		
		算出方法と数値
①	事前評価時	
	事後評価時	
■その他の負担		
.		

3 考察

・ 本件については、これらの規定が設けられたことを背景として、住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業の適切な運営が担保されることが重要であり、適正に行われるために今後も引き続き実施していくこととしたい。

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：生活困窮者等の自立を促進するための生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律案(仮称)

規制の名称：住居の用に供するための施設を設置する第二種社会福祉事業に係る規制強化

規制の区分：新設、改正（拡充、緩和）、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：社会・援護局保護課

評価実施時期：平成30年1月

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測（ベースライン）

「規制の新設又は改廃を行わない場合に生じると予測される状況」について、明確かつ簡潔に記載する。なお、この「予測される状況」は5～10年後のことを想定しているが、課題によっては、現状をベースラインとすることもあり得るので、課題ごとに判断すること。（現状をベースラインとする理由も明記）

無料低額宿泊所やいわゆる「無届け施設」の中には、著しく狭隘で設備が十分でない劣悪な施設に住まわせ、居室やサービスに見合わない宿泊料やサービス利用料を生活保護費の中から徴収する、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設も存在すると指摘されているところ。
規制の新設を行わない場合は上記の状況が改善されない。

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討（新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性）

課題は何か。課題の原因は何か。課題を解決するため「規制」手段を選択した経緯（効果的、合理的手段として、「規制」「非規制」の政策手段をそれぞれ比較検討した結果、「規制」手段を選択したこと）を明確かつ簡潔に記載する。

居住面積等に関する法定の最低基準が無く、現状では改善命令が行えないことにより早期の段階での事業運営の改善が図れないため、居住面積等の最低基準の規定等を設けることとしたもの

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

「遵守費用」、「行政費用」について、それぞれ定量化又は金銭価値化した上で推計することが求められる。しかし、全てにおいて金銭価値化するなどは困難なことから、規制を導入した場合に、国民が当該規制を遵守するため負担することとなる「遵守費用」については、特別な理由がない限り金銭価値化を行い、少なくとも定量化して明示する。

事業者は管理者の設置や人員配置基準に則した人員配置等の所要の対応を行う必要がある。
行政は届出を確認する際の事務費用や改善命令を行う際の行政費用が発生する。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

規制緩和については、単に「緩和することで費用が発生しない」とするのではなく、緩和したことで悪影響が発生していないか等の観点から、行政としてモニタリングを行う必要が生じる場合があることから、当該規制緩和を検証し、必要に応じ「行政費用」として記載することが求められる。

（規制の新設のため該当せず）

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

規制の導入に伴い発生する費用を正当化するために効果を把握することは必須である。定性的に記載することは最低限であるが、可能な限り、規制により「何がどの程度どうなるのか」、つまり定量的に記載することが求められる。

第二種社会福祉事業の運営の適正性が確保されるとともに、利用者保護が図られることとなる。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

把握（推定）された効果について、可能な場合は金銭価値化して「便益」を把握することが望ましい。

金銭価値化することは困難

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

規制の導入に伴い要していた遵守費用は、緩和により消滅又は低減されると思われるが、これは緩和によりもたらされる結果（効果）であることから、緩和により削減される遵守費用額は便益として推計する必要がある。また、緩和の場合、規制が導入され事実が発生していることから、費用については定性的ではなく金銭価値化しての把握が強く求められている。

（規制の新設のため該当せず）

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

副次的な影響及び波及的な影響を把握し、記載する。

※ 波及的な影響のうち競争状況への影響については、「競争評価チェックリスト」の結果を活用して把握する。

改善命令を行っても直ちに事業停止となるものではなく、施設の利用ができなくなるものではないので、副次的な影響はない。

なお、事業停止については従来から行えたものであり、今回新設となったものではない。

5 費用と効果（便益）の関係

⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

上記 2～4 を踏まえ、費用と効果（便益）の関係を分析し、記載する。分析方法は以下の

とおり。

- ① 効果（便益）が複数案間でほぼ同一と予測される場合や、明らかに効果（便益）の方が費用より大きい場合等に、効果（便益）の詳細な分析を行わず、費用の大きさ及び負担先を中心に分析する費用分析
- ② 一定の定量化された効果を達成するために必要な費用を推計して、費用と効果の関係を分析する費用効果分析
- ③ 金銭価値化した費用と便益を推計して、費用と便益の関係を分析する費用便益分析

規制の新設を行うことで事業者に一定の負担が生じるものの、規制の新設を行うことで第二種社会福祉事業の運営の適正性が確保されるとともに、利用者保護が図られることとなるため、規制の新設が必要である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

代替案とは、「非規制手段」や現状を指すものではなく、規制内容のオプション（度合い）を差し、そのオプションとの比較により導入しようとする規制案の妥当性を説明する。

改善命令の代わりに最低基準に違反した事業者について公表するという対応が考えられる。この場合、事業者に対する直接的な処分とはならず、実効性の確保に問題があるため、採用案が妥当である。

7 その他の関連事項

- ⑪ 評価の活用状況等の明記

規制の検討段階やコンサルテーション段階で、事前評価を実施し、審議会や利害関係者からの情報収集などで当該評価を利用した場合は、その内容や結果について記載する。また、評価に用いたデータや文献等に関する情報について記載する。

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会報告書（平成 29 年 12 月 9 日）

3. 居住支援の強化（2）いわゆる「貧困ビジネス」の存在

○ 無料低額宿泊所に対する規制は、現在、指針により、一人当たりの面積や構造設備、運営、サービスに関する基準が示されている。しかし、法に基づくものではないため、これを担保する措置が規定されていない。このため、指針に基づく基準を遵守し、生活困窮者等の自立促進に資する良質なサービスを提供する施設も、いわゆる「貧困ビジネス」と考えられる施設も外

見上区別できず、玉石混淆となっている。

- 貧困ビジネス対策は、悪質な事業に対する規制と良質な事業に対する支援の両方の視点から検討することが重要である。無料低額宿泊事業については、利用者の自立を助長する適切な支援環境を確保するため、法律に根拠がある最低基準や、事業停止等以外の実効性のある処分権限を設けたり、事前届出制を検討するなど、法令上の規制を強化すべきである。なお、事前届出については、営業の自由との関係や無届け施設に対する指導のあり方についても留意して検討する必要がある。

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

事後評価については、規制導入から一定期間経過後に、行われることが望ましい。導入した規制について、費用、効果（便益）及び間接的な影響の面から検証する時期を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。

なお、実施時期については、規制改革実施計画（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）を踏まえることとする。

法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

事後評価の際、どのように費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するのか、その把握に当たって必要となる指標を事前評価の時点で明確にしておくことが望ましい。規制内容によっては、事後評価までの間、モニタリングを行い、その結果を基に事後評価を行うことが必要となるものもあることに留意が必要

指標の設定は困難